

公布された規則のあらまし

生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第70号）

- 1 保健福祉事務所に委任する事務を定めることとした。（第2条関係）
- 2 生活保護法による保護に関し、保護申請却下通知書、扶養義務者への通知書、就労自立給付金の申請書等の様式等必要な事項を定めることとした。
- 3 この規則は、平成26年7月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第71号）

- 1 保健福祉事務所に委任する事務を定めることとした。（第2条関係）
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付に関し、扶養義務者への通知書等の様式等必要な事項を定めることとした。
- 3 この規則は、平成26年7月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。